

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 秋山博 外18名

被告 群馬県知事 外1名

準備書面 (23)

平成21年3月31日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中


被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義聖 

被告群馬県知事指定代理人

戸神 博樹 

同

村上 行正 


同

本木 秀典 

同

奥野 幸二 

同

萩原 美紀 


同

宮田 嗣実 


同

中山 勝 

同

浅田 正人 

同

若田部 純一 


同

後藤 剛 

同

桐生 利一 


同

田部井 宏明 

被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉 豊 

同

葉 葺 孝 

同

内田 徹 

同

内山 倫秀 

## 目 次

第1	最終準備書面（1）（財務会計行為論）について	
1	平成4年最判と平成20年最判	5
2	利水負担金及び繰出金	6
3	ダム使用権設定申請の取下げ	7
4	治水負担金	7
5	水特法負担金及び基金負担金	10
6	小括	11
第2	最終準備書面（2）（利水上の不要性）について	
1	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画が八ッ場 ダム計画の上位計画であることについて	13
2	群馬県が「水需給計画」を策定し、それが八ッ場ダム建設事業 への参加を規定していることについて	15
3	群馬県の「新水需給計画」の誤りについて	16
4	水道用水供給事業者及び工業用水道事業者としての群馬県の責 任について	18
5	群馬県営水道対象地域の水需給について	20
6	東毛工業用水道の水需給について	21
7	広桃用水転用水利権の非かんがい期の手当ては不要について	21
8	地下水について	22
9	湧水について	23
10	日本におけるダム計画中止の流れ－脱ダムの時代へについて	23
11	小括	24
第3	最終準備書面（3）（治水上の不要性）について	
1	カスリーン台風の実績流量について	25

2	八斗島地点の基本高水流量について	26
3	八ッ場ダムの必要性について	27
4	八ッ場ダムの治水効果について	27
5	小括	28
第4	最終準備書面（4）（ダムサイトの危険性）について	
1	基礎岩盤の脆弱性について	28
2	基礎岩盤は高透水性について	29
3	熱水変質帯の偏在について	30
4	断層の存在について	30
5	坂巻意見書及び証言に対する反論への再反論について	30
6	小括	34
第5	最終準備書面（5）（地すべりの危険性）について	
1	ダム貯水池周辺の地すべりの調査・検討について	35
2	二社平地区地すべりにについて	36
3	林勝沼地区の地すべりにについて	36
4	横壁・白岩沢右岸地区の地すべりにについて	37
5	横壁・小倉（西久保）地区地すべりにについて	37
6	関東地方整備局の新回答に対する反論について	38
7	小括	40
第6	最終準備書面（6）（環境に与える影響とその違法性）について	40
第7	最終準備書面（7）（公共事業としての不要性）について	41
第8	被告らの準備書面（21）等の訂正	41

原告らは、平成21年(2009年)1月23日付けで最終準備書面(1)～(7)を提出し、当該準備書面において最終的な主張を展開しているが、これらの各主張に対し被告らには反論の機会が与えられておらず、また、仮に本事件が高等裁判所への控訴となれば、当然のことながらこれらの各主張に対して今後反論等しなければならぬ。そこで、本準備書面において、原告らの各主張に対比する形で、被告らの従前の主張の箇所を指摘するとともに、新たな主張には反論を兼ねて主張をする。

## 第1 最終準備書面(1)(財務会計行為論)について

原告らの最終準備書面(1)(財務会計行為論)の主張をみると、最終準備書面(2)～(7)の主張について検討するまでもなく、主張自体失当のものと言える。被告らの法律上の主張の詳細は、準備書面(5)(治水関係につき同(7)7～14頁、利水関係につき同(8)9～16頁で補充)において述べ、同(15)3・4頁、同(19)16～19頁、同(20)、同(22)3～6頁において補足整理したとおりであるので、以下、原告らの主張に対し要点を指摘することとする。

### 1 平成4年最判と平成20年最判

(1) 原告らは、本件各財務会計行為の違法性の司法審査のあり方として、平成4年と平成20年の最高裁判例を挙げているが、何を主張したいのか趣旨不明である。

この判例に基づく本件での判断枠組みについては、被告らの準備書面(20)、同(19)16～19頁のほか、同(5)21～24頁、同(7)12頁等で述べたとおりである。

(2) 本件での群馬県の利水、治水に関する公金の支出(国庫への納付)の前提となる国土交通大臣の納付の通知等については、原告らの主張するように「予算執行適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」の存否によって判断されるべ

きものではなく、それが「無効」か否か（「重大かつ明白な瑕疵」の存否）によって判断されるべきものである（本件での国土交通大臣の納付の通知等は、納付義務を負う地方公共団体に向けられた処分であり、他方、一日校長事件での教育委員会の昇任処分と退職承認処分は、教頭職にある者に向けられたものであって、退職金支給決定をする知事に向けられたものではない。）。原告らは、国土交通大臣の納付の通知等が「有効」であっても、地方財政法4条1項等を理由に、国庫への納付を拒否する義務があるかの如き主張をしているが、根拠不明の失当のものであることはあえて説明するまでもないであろう。

## 2 利水負担金及び繰出金

- (1) 原告らは、利水負担金と繰出金に係る公金の支出は、客観的に必要性のない水利権を確保するための費用の支出だから、地方財政法4条1項、地方自治法2条14項に違反し違法であると主張しているが、本件の各支出行為者の財務会計法規上の義務に関し具体的にどのように違反するのか趣旨不明であり、主張自体失当のものである。
- (2) 利水についての国土交通大臣の納付の通知等や群馬県の利水負担金等の支出（国庫への納付）が、水利権の必要性に関する県民それぞれの考え方のいかんにより、その適否が左右されるようなことはあり得ることではない。仮に原告らの主張するように群馬県の保有水源に余剰があり、新たな水源措置の必要がないとしても、被告らの準備書面（20）6頁等に述べたとおり、本件の八ッ場ダムに関する利水負担金等の支出が違法となることはあり得ない。また、仮に原告ら主張のように八ッ場ダムによる水利権が必要性のない水利権であったとしても、関係都県知事（議会の議決を要す。）やダム使用权設定予定者の意見（同意）等を経て、「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」を変更し、八ッ場ダムへの参画から撤退しあるいは参画水量を削減しな

い限り、本件における国土交通大臣の納付の通知等や群馬県の利水負担金等の支出になんらの影響も及ぼすものではない。

- (3) 本件での利水負担金や繰出金の支出は、国土交通大臣の納付の通知等に基づき議会の議決した予算をそのまま執行しているものであって、全てが完全な羈束行為である。そのため、そもそも各支出行為者が地方財政法4条1項に違反して予算を執行するという事態はあり得ないし、財務会計法規上の義務に違反するということもあり得ない。

なお、地方財政法4条1項、地方自治法2条14項の趣旨については、被告らの準備書面(5)21～24頁、同(7)12頁、同(8)13頁、同(19)31・32頁に述べたとおりであるが、地方財政法4条1項は、予算執行職員を名宛人とし、一定の目的の施策を実施するに当たって、予算の範囲内で最少の費用をもって最大の効果を挙げることを求めるもので、地方公共団体が公共事業を実施するか否か、実施するとしてどの程度のものとするか等についての政策判断とは無関係の規定である。また、地方自治法2条14項は地方公共団体の事務処理に当たっての訓示規定とされている。

- (4) いずれにせよ、利水負担金、繰出金に関する原告らの主張は、実体について議論するまでもなく主張自体失当のものでしかなく、原告らの最終準備書面(2)(利水上の不要性)の主張は、住民訴訟の主張としては全く無意味な主張でしかない。

### 3 ダム使用权設定申請の取下げ

この点については、答弁書2・3頁、被告らの準備書面(7)3～5頁に述べたとおりであって、不適法な訴えであることはここで再度説明するまでもないであろう。

### 4 治水負担金

(1) ここでも地方財政法4条1項、地方自治法2条14項を主張しているが、上記2(3)で述べたとおり、これら条項により治水についての国土交通大臣の納付の通知等が違法無効になるとか、地方公共団体にこれを拒否する義務が発生するとか、治水負担金の国庫への納付が違法になるとかということはありません。

(2) 原告らの主張は、利根川本川下流の洪水被害を軽減させるための八ッ場ダムの洪水調節計画（吾妻川のダム建設地点における最大流量3900立方メートル/秒のうち2400立方メートル/秒の洪水調節を行い、6500立方メートルの洪水調節容量を確保する計画）は、その計画の前提となる利根川水系工事実施基本計画（その後の利根川水系河川整備基本方針も同じ。）で定めた八斗島地点における基本高水のピーク流量2万2000立方メートル/秒が過大に過ぎ、また、八ッ場ダムの上記洪水調節計画も過大に過ぎるから、この洪水調節計画を定めた「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」やこれを前提とする国土交通大臣の納付の通知等は違法無効で、これに基づく群馬県の治水負担金の支出（国庫への納付）も違法であるというものである。

ア しかし、事務監査請求あるいは住民監査請求（住民訴訟）における監査委員の監査は、当該の地方公共団体の事務の執行あるいは財務会計行為の全般に及ぶものではあるが、国の事務の執行の適否を対象とし得るものではなく、また、それが当該の地方公共団体の事務あるいは財務会計行為に関連する場合であっても、それが一見して違法無効である等の特段の事情でもない限り、制度上、国の事務の執行を適法なものとして扱えば足り、また、扱うべきものである。

本件で原告らが問題とする基本高水のピーク流量算出の適否や八ッ場ダムの洪水調節計画の適否等の国の事業に関する専門的技術的な事項は、本件の住民訴訟の前置手続である住民監査請求における監査委員の調査、監



査の対象となるものではなく、そのため、このような主張は、本件の群馬県の住民監査請求・住民訴訟の主張としては主張自体失当のものとして排除されるべきものである。

イ しかも、仮に原告らの主張するように基本高水のピーク流量等が過大であったとしても、被告らの準備書面（20）4・5頁等で指摘したように、国土交通大臣の治水負担金の納付の通知等が違法無効となることはなく、また、群馬県の治水負担金の支出が違法になることもあり得ない。

ウ したがって、この点に関する原告らの主張は、実体について議論するまでもなく主張自体失当であって、原告らの最終準備書面（3）（治水上の不要性）の主張は、全く無意味な主張である。

（3）次に、原告らは、ダムサイト地盤はダムを建設するための適格性を欠き、また、地すべりの危険をはらんでいるから、国土交通大臣の納付の通知等は違法無効でこれに基づく群馬県の治水負担金の支出（国庫への納付）も違法であると主張しているようである。

ア しかし、このような国の事業施工上の技術問題がおよそ群馬県の住民監査請求や住民訴訟の対象となるものでないことは、上記（2）アで述べたところと同様である。

また、これらの原告らの主張は、被告らの準備書面（5）28頁、同（20）5頁等に述べたように、要は技術的に解決できる問題にすぎないのであって、群馬県の治水負担金の支出を違法ならしめることにはあり得ない。

イ したがって、この点に関する原告らの主張も、実体について議論するまでもなく主張自体失当であり、原告らの最終準備書面（4）（ダムサイトの危険性）、同（5）（地すべりの危険性）の主張は、全く無意味な主張でしかない。

（4）さらに、原告らは、八ッ場ダム建設事業は環境影響評価法等に違反するから、このような事業に治水に関する公金を支出することは違法であると主張

している。

ア しかし、上記（２）アで述べたように、このような国の事業の実施過程での手続問題の適否が群馬県の住民監査請求や住民訴訟の対象となるものでないことは、上記２（２）アで述べたところと同様であり、しかも、このような事業の実施過程の手続問題によって、関係都県の治水負担金の支出の適否が左右されることもあり得ない。このような手続の問題は、群馬県の治水負担金の支出に関する財務会計法規上の義務とは関係がないからである。

また、これらの原告ら主張は、被告らの準備書面（１９）３２頁、同（２０）５頁等に述べたように、群馬県の財産上の損害等その財務事項とは無関係であって、この点からも群馬県の治水負担金の支出が違法になることはあり得ない。

イ したがって、この点の原告らの主張も、実体について議論するまでもなく主張自体失当であって、原告らの最終準備書面（６）（環境に与える影響とその違法性）は、全く無意味な主張である。

（５）原告らは、地方財政法４条１項等の主張に加え、同法２５条３項についても主張しているが、被告らの準備書面（１９）３２頁に述べたとおり、的外れの主張でしかない。

また、原告らは、地方財政法２５条３項を理由に、知事は治水負担金の支出を拒否すべき財務会計法規上の義務があるなどとも主張するが、失当であることはあえて説明するまでもないであろう。

## ５ 水特法負担金及び基金負担金

（１）原告らは、水特法負担金の負担は、水特法１２条１項各号により、指定ダムにより利水上の利益又は治水上の利益が予定されている場合に限られるところ、群馬県は八ッ場ダムによって利水上も治水上も利益を受けないから、

水特協定書等は公序良俗(民法90条)に反する等の理由で違法無効であり、そのため、群馬県の水特法負担金の支出は違法であると主張している。

ア 水特法負担金は、水特法12条1項に定める協議により、同項1号の指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者において負担することとされ、関係都県知事が代表して水特協定書等を締結しているものである(被告らの準備書面(3)9~13頁)。

群馬県は、水道用水について取水量17万2800立方メートル/日(2.00立方メートル/秒)、工業用水について取水量3万200立方メートル/日(0.35立方メートル/秒)をもって八ッ場ダム建設事業に参画しているが、被告らの準備書面(19)24~28頁、嶋津意見に対する意見書(乙258号証)6~8頁等に述べたように、既に県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業において暫定水利権を取得して利根川から取水し、県央・東部地域の水道事業者にも水道用水を供給するとともに、東毛地域の工場に給水しており、最終的には八ッ場ダムへの参画水量全量を取水することとされている。

その必要性の評価いかににかかわらず、群馬県が利水上の利益を受けることは自明であり、原告らの主張は主張自体失当のものである。

イ また、原告らは、水特協定書(乙36号証)末尾(10条)の「疑義が生じた場合は、・・・協議の上、処理する。」という文言は、知事が水特負担金を拒否することを想定したものだと述べているが、一般の契約書にみられるいわゆる協議条項であって、的外れな主張でしかない。

(2) 基金負担金についても、水特負担金と同旨の主張をしているが、失当であることは上記(1)と同様である。

## 6 小括

以上にみたように、原告らの主張は明らかに主張自体失当のものであり、その最終準備書面（２）～（７）について検討するまでもなく、本訴請求は棄却（一部却下）されるべきものであるが、本件は、それにとどまらず進んで、住民訴訟の著しい濫用事案として不適法却下されて然るべきものである。

- （１）本訴請求は、被告らの準備書面（２）（２）３～６頁等において述べたように、極端な住民訴訟の濫用例であり、住民訴訟の体裁を整えるため公金の支出等の財務会計行為を掲げてはいるものの、その実質は国の事業である八ッ場ダム建設事業の必要性を争っているものであって、財務会計行為は単に方便として住民訴訟の体裁を取り繕うための主張自体失当のものにすぎない。

本件のような公共事業の当否、適否を問題とするための「直接参政制度」としては、本来選挙権を有する者の５０分の１をもってする監査委員に対する事務監査請求（地方自治法７５条）、場合によっては条例の制定改廃の請求（同法１２条）が予定されている。事務監査請求は「広く当該普通地方公共団体の事務の執行の全般に及ぶ」が、「監査は、関係事項の処理、執行の事実について調査しその当不当の判定を行うことであり、監査請求により当該普通地方公共団体の実態を周知し、その批判による是正を期待しようとするもの」であって（松本英昭「逐条地方自治法（第１次改訂版）」２５４・２５５頁）、本件のように国の事務を監査の対象としたり、事務の執行の差止めを求めたり、職員に対して損害賠償の請求を求めたりすることはそもそも予定されておらず、いわんや住民１人（本件では１９人）では、上記したような監査すら求めることはできない。本件の２１人の原告が八ッ場ダム建設事業に関してなし得る直接参政としては、地方自治法上、請願（同法１２４条、１２５条）があるのみである。

本件において原告らは、実質的に住民訴訟の対象とし得ない八ッ場ダム建設事業という一般行政しかも国の行政の当否、適否を争っているものであり、また、群馬県の総意とは異なる自己の主張の実現という住民訴訟の埒外の目

的を掲げて（住民訴訟は主観訴訟ではなく客観訴訟であり、そのため住民1名でも提起可能とされている。）、争っているものである。本訴請求は、事務監査請求等の要件（選挙権を有する者の50分の1の連署）を潜脱し、しかもその請求ですら求めることのできない差止めや損害賠償等を求めるものであり、上記した請願によるべきものを無理矢理住民訴訟の枠組みに押し込もうとしているものといえる。

(2) このように、本訴請求は、著しい住民訴訟の濫用として却下されるべきものである。もしこのように解さないとすると、選挙により選出された代表者により執行されている行政施策に対し地方公共団体の住民1人でも意見を異にすれば、本件と同様の訴えが提起できることになり、また、その一人一人に本件と同様の説明ないし主張をすることにもなって、間接民主制を無視した著しく不合理な結果となるからである。

なお、本件において被告側から不適法却下の申立てはしていないが、本件が客観訴訟としての民衆訴訟であることを踏まえれば、その申立てがなくても貴庁におかれて却下のご判断をされることに問題はないと考える。

(3) 以上に述べたとおり、原告らの最終準備書面（2）～（7）について反論する必要はないと考えられるが、誤解を避けるため参考までにコメントすることとする。本件は主張自体失当の事案であり、以下の実体についての説明によって結論が左右されるものでないことを再度強調しておきたい。

## 第2 最終準備書面（2）（利水上の不要性）について

1 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）が八ッ場ダム計画の上位計画であることについて（最終準備書面（2）7～10頁）

(1) 被告らの準備書面（21）17・18頁、同（22）9頁で述べたとおり、また、嶋津暉之証人の意見書（甲11号証。以下「嶋津意見書」という。）

に対する意見書（乙258号証）17・18頁に述べられているとおりで  
ある。

ハッ場ダム等が、第4次フルプランの期限切れ後、違法な状態で建設が進められてきたとの主張については、被告らの準備書面（1）6頁，同（10）6・7頁，同（14）17頁，同（19）9・24頁で述べたとおりである。

また、第5次フルプランについては、被告らの準備書面（22）8・9頁で述べたとおり、平成20年（2008年）7月4日の閣議決定を経て、同月11日に告示（乙249号証）されている。

（2）なお、原告らは、「日本の多目的ダム」（甲25号証）の記載を基に、フルプランが各水源開発の上位計画としての役割を持つことは議論の余地がない旨の主張を加えているが、これは、水資源開発促進法ないしフルプランに対する基本的な認識を誤った原告らの独自の見解である。

フルプランは、指定水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を目的として策定される水系全体の青写真的性格のものである。供給の目標を達成するために必要な施設の建設（ダム事業等）についてフルプランに記載するのは、その「基本的な事項」のみであり（水資源開発促進法5条2号）、水系全体の青写真を描くのに必要な限度での記載が求められているに過ぎない。個別施設の建設（ダム事業等）は、当該事業に関する法令の規定に従って実施されることになっているのであり（同法12条）、個別施設の建設（ダム事業等）を拘束するのはフルプランではなく、当該事業に関する法令の規定である。原告らのいう「上位計画としての役割」が具体的に何を指すかは不明であるが、仮にフルプランがすべての個別施設の建設（ダム事業等）を拘束するという意味であれば、それは誤りである。

なお、原告らの最終準備書面（2）に引用する「日本の多目的ダム」（甲25号証）の77頁に書かれているのは、水資源開発促進法の制定の背景やフルプランの記載事項についての概括的な説明であり、当然のことながら、

当該「日本の多目的ダム」の中には、フルプランが個別施設の建設（ダム事業等）を拘束する旨の記載はない。

2 群馬県が「水需給計画」を策定し、それが八ッ場ダム建設事業への参加を規定していることについて（最終準備書面（2）10～16頁）

(1) 被告らの準備書面（2）13頁，同（10）8・9頁，同（14）4頁，同（17）9頁，同（21）17・18頁で述べたとおり，また，嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）12・13頁に述べられているとおりである。

(2) なお，原告らの主張につき，コメントをする。

ア 原告らは，群馬県企業局の八ッ場ダム負担金支出の前提となるダム使用権設定申請（乙233号証，乙234号証）の申請者が，群馬県企業局の企業管理者でなく群馬県知事であることを挙げて，ダム使用権設定申請の判断は県全体の水需給計画によるものと主張している。

この点については，嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）4・5頁に述べられているとおり，ダム使用権設定申請は，水道用水供給事業については，水道事業者である市町村の要請を踏まえ，市町村議会の同意及び県議会の同意を得て作成した県央地域及び東部地域の各広域的水道整備計画（乙29号証，乙31号証）に基づき，工業用水道事業については，工業用水道事業法3条1項の規定による工業用水道事業届に基づき，それぞれ水道用水供給事業及び工業用水道事業を実施する企業管理者に代わって，群馬県知事が群馬県を代表して申請しているものであって，原告らの主張は誤りである。

イ 原告らは，国土交通省が第5次フルプラン（乙249号証）の策定に際し行った「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」（以下「需給想定調査」という。）に対する群馬県の回答（乙248

号証)が、県全体の水需給計画であって、しかも、第5次フルプランの群馬県分となっているのだから、需給想定調査に対する群馬県の回答によって群馬県企業局の八ッ場ダムへの参画が決定されたと主張している。

この点については、被告らの準備書面(21)17・18頁で述べたとおり、また、中野三智男証人の陳述書(乙246号証)尋問事項5(2頁)、嶋津意見書に対する意見書(乙258号証)14・15頁に述べられているとおり、八ッ場ダム建設事業への参画を決定しているのは、国土交通省が行った需給想定調査に対する群馬県の回答ではない。

ウ 原告らは、企画部土地・水対策室の業務について、県行政組織規則に「水需給計画に関すること」とあるにもかかわらず、水需給計画を策定していないということは、企画部土地・水対策室が本来の業務を放棄している旨主張している。

この点については、中野証人の証人調書16頁で述べられているとおり、県行政組織規則に企画部土地・水対策室の業務について「水需給計画に関すること」とあるのは、国土交通省がフルプラン策定のために行う需給想定調査に対して回答を行うことや、市町村等の各水道事業者が水道法に基づく厚生労働大臣の水道事業認可における水需給計画を定める際の水源の確保について、国土交通省等と水道事業者との間に入って調整を行うことなどを示したものであり、原告らの主張は誤りである。

### 3 群馬県の「新水需給計画」の誤りについて(最終準備書面(2)17~38頁)

(1) 国土交通省が第5次フルプラン(乙249号証)の策定に際し行った需給想定調査の群馬県回答の内容(一日最大給水量、一人一日平均給水量、負荷率、有収率、利用量率、余裕量等)に対する原告らの主張については、被告らの準備書面(21)17・18頁で述べたとおり、また、中野証人の陳述



書（乙246号証）尋問事項18（5頁），嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）13～23頁に述べられているとおりである。

（2）なお，原告らの主張につき，コメントをする。

ア 原告らは，有収率について，「水道の漏水のほとんどは，各家庭・事業所の前の公道までの配水管ではなく，配水管から各家庭・事業所などに引かれる給水管の方で発生するものであるから（中略）被告らの反論は失当である。」と主張をしているが，これについては，被告らの嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）21・22頁に述べられているとおりである。

イ 原告らは，利用量率について，「長距離の導水がある浄水場は利用量率が低い。」は憶測で語ったものに過ぎず（中略）被告らの反論は裏付づけのないものである。」と主張しているが，これについては，被告らの嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）22頁に述べられているとおりである。

ウ 「補論2 2/20 渇水年における供給量減少の虚構」（原告らの最終準備書面（2）35～38頁）において，利根川では，冬期にはかんがい用水の激減により確保すべき流量が格段に小さくなるにもかかわらず，国土交通省は冬期も実際の流量よりかなり大きい確保流量を設定しているため，2/20 渇水年における供給可能量を開発水量より小さくせざるを得ない旨の主張を加えている。

この点については，被告らの準備書面（21）17・18頁で述べたとおり，また，嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）25～27頁に述べられているとおり，利根川の栗橋地点における非かんがい期（11月1日～2月28日）の正常流量（80立方メートル/秒）は，昭和44年（1969年）から平成15年（2003年）の栗橋地点の実際の流量から算定した平均渇水流量（83.1立方メートル/秒。11月1日から2

月28日のうち3.55/3.65に相当する日数はこれを下回らない流量)程度となっているのであって、確保流量(正常流量)を実際の流量よりもかなり大きく設定しているとの原告らの主張は、誤りである。

4 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者としての群馬県の責任について  
(最終準備書面(2)38~42頁)

原告らは、群馬県の責任として新たな主張を付加しているが、以下のとおりいずれも失当である。

(1) 原告らは、県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業について、昭和62年(1987年)度に厚生大臣(現厚生労働大臣)に水道用水供給事業経営認可申請書を提出し、その後、変更認可申請書を提出していないことから、「昭和62年(1987年)度の認可申請時の水需給計画が最新の水需給計画となる。」と決めつけ、群馬県企業局がそれ以降水需要の見直しをしていないと主張し、また、昭和62年(1987年)に提出した水道用水供給事業経営認可申請書に添付されている市町村別給水量(県央第二水道用水供給事業)(甲31号証の1)及び水道用水供給事業需要予測表(東部地域水道用水供給事業)(甲31号証の2)が最新のものであるとし、これらに記載されている受水量(一日最大給水量)は実績値との乖離が過大である旨の主張を加えている。

しかし、平成16年(2004年)9月の八ッ場ダム基本計画の第2回変更(乙13号証)の際に計画水量の見直しが行われているが(被告らの準備書面(1)13頁,同(17)7頁,同(19)26頁,中野三智男証人の陳述書(乙246号証)6頁,嶋津意見書に対する意見書(乙258号証)4・5頁,8頁),当該計画水量の減量見直しについての水道用水供給事業経営変更認可申請書の提出は必要とされていない(水道法30条)。したがって、変更申請書が提出されていないことをもって、昭和62年(1987

年) 度に提出した水道用水供給事業経営認可申請書に添付されているものが最新のものだなどといえるものではなく、原告らの主張は失当なものである。

また、県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業とも、市町村と給水に関する協定書(乙252号証)を締結し、計画水量(一日最大給水量)を定めて事業の運営を行っているが、被告らの準備書面(21)14・15頁で述べたとおり、また、嶋津意見書に対する意見書(乙258号証)8・9頁及び伊藤陳述書に対する意見書(乙259号証)3頁に述べられているとおり、八ッ場ダムへの参画水量見直しに際しては、それぞれの事業に対する受水要望量についての調査を各市町村に対して行い、それを踏まえて市町村との協定の変更を行っている。この見直しのはるか前に提出した水道用水供給事業経営認可申請書に添付されている表に記載されている受水量(一日最大給水量)と現在の実績値とを比較しても全く意味はないのである。

(2) 原告らは、はるか昔の市町村からの要望に基づくのではなく、あらためて各市町村の要望を調べ、それを踏まえて計画を策定し直すべきであるとの主張を繰り返している。また、平成16年(2004年)9月の八ッ場ダム基本計画の第2回変更(乙13号証)に際して県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業の計画水量の見直しを行ったことについて、被告らから提出された証拠には、市町村と群馬県企業局の間で締結された協定書の契約水量が記載されているだけであり、これでは各市町村の意向が反映したものかどうかは明らかにされていない旨主張している。

この点については、既に被告らの準備書面(21)17頁で述べたとおり、また、伊藤陳述書に対する意見書(乙259号証)3～5頁に述べられているとおりである。

また、市町村がそれぞれの団体の意思に基づいて群馬県企業局と締結した協定書を、各市町村が県によって押しつられたものであると決めつけるのは、

きわめて不適切である。

- (3) 原告らは、平成5年(1993年)2月に通商産業大臣(現経済産業大臣)に提出した東毛工業用水道事業変更届出書を証拠として提出し、これに記載されている計画給水量が18万8500立方メートル/日であることと、東毛工業用水道事業の一日最大給水量が8万立方メートル/日程度で9年間横ばいであることから、東毛工業用水道事業は著しい過大計画になっており、実績と大きく乖離したきわめて過大な水需要計画が八ッ場ダム事業に参加する根拠となっていると主張している。

しかし、現状では、計画水量にかかわらず、給水能力12万8500立方メートル/日の施設規模で事業を運営しており、これ以上の給水能力の増強については見送っている。平成19年(2007年)度末の契約水量は10万9960立方メートル/日(施設能力の86%)であり(乙253号証の1)、さらに、群馬県では主要方針の1つとして企業誘致を推進しており、今後新規に造成する工業団地への新規給水が見込まれることから(被告らの準備書面(21)12頁、鳴津意見書に対する意見書(乙258号証)7頁)、現施設の給水能力12万8500立方メートル/日は必要であり、これに対応する水源の一部を確保するために八ッ場ダムに参画しているものである。すなわち、計画給水量18万8500立方メートル/日と八ッ場ダムへの参画とは関係がないのである。

- 5 群馬県営水道対象地域の水需給について(最終準備書面(2)42~47頁)  
被告らの準備書面(14)4頁、同(17)9頁、同(19)27頁、同(21)15・16頁で述べたとおり、また、中野陳述書(乙246号証)尋問事項18(5・6頁)、鳴津意見書に対する意見書(乙258号証)9~11頁に述べられているとおり、市町村等の各水道事業者は、それぞれの給水地域の住民生活や生産活動に支障を来すことのないよう、安定した供給を行う責務を

負っているのであって、各水道事業者が県営水道用水供給事業からの受水も含めて水源を確保し、水不足の事態を回避するため安全度を重視した政策を選択することに何ら問題はないのである。

6 東毛工業用水道の水需給について（最終準備書面（2）47～49頁）

原告らは、東毛工業用水道事業の一日最大給水量は8万立方メートル／日程度であり、八ッ場ダムに参画しなくとも保有水源として10万4000立方メートル／日（給水量ベース）をすでに保有しているから、八ッ場ダム事業への参画は不要であるとの主張を繰り返している。また、原告らは、受水企業が同時に契約水量一杯の水を使うことはあり得ないから、契約水量の合計に対応する水源がなくとも給水に不足をきたすことはないとの主張をしている。

東毛工業用水道事業の受水企業との契約に対応するためには八ッ場ダムへの参画による水源確保が必要不可欠であり、このことは、被告らの準備書面（2）13頁、同（21）16・17頁で述べたとおり、また、嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）11頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、広桃用水転用の水利権についても主張をしているが、これについては7で述べる。

7 広桃用水転用水利権の非かんがい期の手当ては不要について（最終準備書面（2）49～56頁）

被告らの準備書面（14）7～11頁、同（19）27・28頁、同（21）17・18頁で述べたとおり、また、嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）23～29頁、伊藤証人の意見に対する意見書（乙259号証）14～16頁に述べられているとおり、原告らの主張は、河川法に基づく水利権そのものを無視したものであり、また、上流ダム群が冬期に河川水を供給しているという実態を考慮しないものであり、失当である。

8 地下水について（最終準備書面（2）56～65頁）

(1) 被告らの準備書面（10）12～14頁，同（14）11～13頁，同（21）17・18頁で述べたとおり，また，中野証人の陳述書（乙246号証）尋問事項28（8頁），嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）29～34頁，伊藤証人の意見に対する意見書（乙259号証）18頁に述べられているとおりである。

(2) なお，原告らの付加した主張につき，コメントをする。

ア 原告らは，ハッ場ダムを地下水の代替水源として位置付けている「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で把握している平成18年（2006年）度の群馬県の農業用地下水揚水量2,376万立方メートル／年（甲36号証。井戸の深度による区分はない。）について，平成8年（1996年）度に関東農政局が行った農業用井戸の悉皆調査（甲40号証）における50メートル以深の井戸の揚水量の全揚水量に対する比率（24％）と「群馬県の生活環境を保全する条例」に基づく平成18年（2006年）度の農業用地下水揚水量の届け出数値（130万立方メートル／年。50メートル以深の井戸が対象とされている。）とを挙げ，同条例による届け出数値を上記比率で除すと平成18年（2006年）度の農業用地下水揚水量は約540万立方メートル／年であるから，関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱による農業用地下水揚水量（2,376万立方メートル／年）は4倍以上に水増しされているとの主張をしている。

群馬県の生活環境を保全する条例による平成18年（2006年）度の農業用地下水揚水量の届け出数値は，揚水機の吐出口面積が20平方センチメートル以上で，50メートル以深の井戸を対象としたものであり，平成8年（1996年）度に関東農政局が行った悉皆調査とは，調査年度及び対象とする井戸が異なるものである。調査年度及び対象とする井戸が異

なる農業用地下水揚水量の関連性を無視した比率（24%）を、そのまま使用するのとは妥当ではなく、このような計算をもって関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱による農業用地下水揚水量が4倍以上に水増しされていると主張するのは、単なる独断でしかない。

イ 原告らは、被告らの「トリハロメタン濃度でいえば、群馬県内の地下水を水源とする水道水のうちには濃度が高い地域もあるのである。」（嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）33頁）との意見に対し、「地下水を水源とする水道水の安全性が高い。」との主張を繰り返しているが、被告らの意見は、地下水の良さを全面的に否定するものではなく、群馬県内には、地下水の水質が悪化しあるいは懸念される水源や地域があることから、水道事業者は危機管理のための水源の分散を考えなければならないことを述べたものであって、原告らの批判は当たらない。

9 渇水について（最終準備書面（2）65～68頁）

被告らの準備書面（10）15～17頁，同（14）15・16頁，同（21）17・18頁に述べたとおり，また，嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）23～25頁，伊藤証人の意見に対する意見書（乙259号証）19・20頁に述べられているとおりである。

10 日本におけるダム計画中止の流れ—脱ダムの時代へについて（最終準備書面（2）68～70頁）

群馬県にとって利水上八ッ場ダムが必要な理由については，被告らの準備書面（17）7～10頁，同（19）25～27頁，同（21）10～14頁に述べたとおり，また，中野証人の陳述書（乙246号証）尋問事項10（3・4頁）及び尋問事項21（6・7頁），嶋津意見書に対する意見書（乙258号証）6～8頁及び15～17頁に述べられているとおりである。

なお、ダム計画の中止は、それぞれの計画における個別の事情から中止に至ったものであり、当然のことながら、他のダム計画が中止されたからといって、八ッ場ダム計画も中止すべきであるということになるものではない。

## 1 1 小括

原告らは、その最終準備書面（2）76・77頁において、本件の主要な争点であるとして、県の水需給計画を策定する責務、上水道の水需要が今後どのように推移していくか、上水道の水需要に対して供給はどうなるのか、県営水道対象地域の上水道の水需給はどうなるのか、東毛工業用水道の水需給はどうなるのか、広桃用水転用水利権の評価、水道水源としての地下水の評価の7点を挙げ、企画部土地・水対策室が国土交通省の需給想定調査に対する回答として行った水需要予測は、群馬県企業局が八ッ場ダム建設事業への参画を決定する根拠であるにもかかわらず、最近の実績を踏まえない過大予測であり、また、群馬県企業局による水道用水供給事業の対象地域では、同事業の水源の融通が可能であって、しかも広桃用水転用水利権は非かんがい期も支障なく利用できるから、八ッ場ダムによる新規の水資源開発は不要であり、群馬県にとって必要性がない八ッ場ダム建設事業に参加して公金を支出することは違法であると主張している。

これらについての反論は、以上に述べたとおりであるが、そもそもこのような主張は、第1の2（6・7頁）及び5（10・11頁）に述べたように、本件における利水負担金等の支出（国庫への納付）や水特法負担金等の支出を違法ならしめるものではなく、主張自体失当のものである上、第1の6（11～13頁）に述べたように、住民訴訟の財務会計事項（公金の支出）に藉口して、八ッ場ダム建設事業の中止という住民訴訟の埒外の目的の実現を図るという、住民訴訟制度の著しい濫用として却下されるものであることを裏付けている主張にほかならない。



群馬県企業局は、これまで述べてきたように、現在及び将来の県民が健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠な水道水や地域産業が必要とする工業用水の安定した供給の確保を図るため、水道事業者である市町村等の意見や工業用水を受水している工場との契約、県議会での十分な審議と議決や県民の総意を代表する知事の同意により、長期的視野に立って八ッ場ダム建設事業に参画しているのである。八ッ場ダムは、県央地域及び東部地域の各広域的水道整備計画に基づく県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業の水源の一部として、両事業の各水源のうちそれぞれ81%、100%をまかなうものであって、市町村との協定に基づく給水を行うためには、両事業ともに八ッ場ダムによる水源確保が必要不可欠である。東毛工業用水道事業においても、工場との契約水量に相当する水源を確保していつでも契約水量を供給するため八ッ場ダムによる水源確保が必要不可欠であり、さらに、群馬県では主要方針として企業誘致を推進しており、今後新規工業団地への給水が見込まれることから、八ッ場ダムの必要性はさらに高まっていくと思われる。

このように、八ッ場ダムを水源とする3つの事業は、八ッ場ダム以外の水源のみでは水需要をまかなうことができず、また、現時点でも八ッ場ダム参画を前提として暫定豊水水利権を取得して取水している状況からみても、八ッ場ダム参画による水源確保は必要不可欠なものである。

### 第3 最終準備書面(3)(治水上の不要性)について

#### 1 カスリーン台風の実績流量について(最終準備書面(3)10頁,23~28頁,86・87頁)

原告らは、昭和22年のカスリーン台風の実績洪水流量について、国土交通省が推定した約1万7000立方メートル/秒は過大で、1万5000立方メートル/秒が妥当な値であり、また、カスリーン台風時と今日とで出水状況に大差はないこと等から、八斗島地点での洪水ピーク流量は1万6000立方メ

ートル/秒にしかならず、同地点の計画高水流量（河道分担量）1万6500立方メートル/秒と既設6ダムの約1000立方メートル/秒の洪水調節効果を考慮すれば、ハッ場ダムは不要であると主張している。

この点については、被告らの準備書面（2）17・18頁，同（9）6～11頁，同（21）5頁等のほか、乙198号証の1（以下「治水回答」という。）3～7頁，乙275号証の1（以下「大熊意見書回答」という。）4～7頁，乙278号証の1（以下「大熊証言回答」という。）1～3頁，乙279号証（以下「河崎証言調書」という。）3～11頁に述べられているとおりである。

2 八斗島地点の基本高水流量について（最終準備書面（3）10・11頁，28～57頁，87～91頁，95～98頁）

原告らは、国土交通省の貯留関数法を用いた流出解析モデルや総合確率法による確率計算には信頼性がなく、八斗島地点の基本高水のピーク流量を2万2000立方メートル/秒とするのは著しく過大である旨主張している。

この点については、被告らの準備書面（2）18頁，同（9）7～9頁，同（15）5～8頁，同（16）6・7頁，同（19）20～22頁，同（21）4・5頁等のほか、治水回答3～7頁，大熊意見書回答9～11頁・14頁，大熊証言回答5頁，河崎証言調書45～47頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、原告最終準備書面（3）49・50頁において、ダム等の洪水調節施設が目標に達していない現時点では、カスリーン台風と同様の降雨があった場合利根川上流域で氾濫するのは当然としつつ、氾濫場所や氾濫量について明確にしない群馬県の態度は無責任であると主張しているが、既に提出済みの文献等（乙280号証の15，乙280号証の16）以外の文献が不足しているため、過去にカスリーン台風時に大きな氾濫があったことは推定できるもののその当時の正確な氾濫量の確定は困難であり、また現在、八斗島地点上流の利根川本川や支川における浸水想定区域図を作成し、広く県民に情報提

供を行っているところである。

なお、平成21年1月23日の新聞報道（乙305号証）は、原告らの誤った主張を基にした誤報であることを申し添える。

3 ハッ場ダムの必要性について（最終準備書面（3）11・12頁，58～75頁，82～86頁，91～95頁）

原告らは、現在の利根川水系の整備状況を前提とすれば、カスリーン台風が再来した場合の八斗島地点流量は1万6750立方メートル／秒にしかならず、八斗島地点下流部の堤防や河道断面の状況を考えれば洪水は溢れないから、ダムを造る必要はないなどと主張している。

この点については、被告らの準備書面（15）5・6頁，同（21）7頁のほか、大熊証言回答12・13頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、原告最終準備書面（3）65～67頁において、ダムは八斗島上流域の住民に治水上の便益を与えない旨の主張をしているが、ダム下流の河川状況を勘案しながらダム群による洪水調節が行われれば、八斗島上流を含む利根川本川や支川での水位低下が図られ、群馬県における河川氾濫の抑制につながるものであり、八斗島上流域を含む群馬県の住民に対しても便益を有しているのである。

4 ハッ場ダムの治水効果について（最終準備書面（3）12頁，75～82頁）

原告らは、カスリーン台風が再来した場合の八斗島地点に対するハッ場ダムの治水効果はゼロで、ハッ場ダムによる一定の調節効果が認められるのは極めてレアケースであり、過去57年間で最大の1998年（平成10年）9月洪水で検証しても、利根川の治水対策としてハッ場ダム建設の意味は見いだせないなどと主張している。

この点については、被告らの準備書面（1）8・9頁，同（2）18・19

頁，同（９）１３～１５頁，同（２１）８・９頁のほか，治水回答１０～１２頁，河崎証言調書３５・３６頁，４７～４９頁，乙２９８号証の１（嶋津意見書回答）２～４頁に述べられているとおりである。

## ５ 小括

被告らは，治水上の不要性に関する原告らの主張に対し，国土交通省からの回答，河崎和明証言，その他関係資料を基に利根川水系の治水計画について説明してきたところであるが，原告らは，この説明を理解しようとせず，その一部をあえて歪曲して引用あるいは解釈し，最終準備書面（３）において全く誤った従前の主張を繰り返している。

第１の４（２）（８・９頁）に述べたように，原告らが問題としている基本高水のピーク流量算出の適否や八ッ場ダムの洪水調節計画の適否等の国の事業に関する専門的技術的事項は，住民監査請求における監査委員の監査の対象となるものではなく，ひいては住民訴訟の審議の対象となるものでもないうえ，これらの事項は国土交通大臣の裁量判断に属するものである等の理由から，国土交通大臣の治水負担金の納付の通知等が違法無効となることはあり得ず，その適否について群馬県が判断し得るものでもない。また，原告らのこれらの主張は，第１の６（１１～１３頁）に述べたように，住民訴訟制度の著しい濫用として不適法却下されるべきことを裏付けているといえるのである。

## 第４ 最終準備書面（４）（ダムサイトの危険性）について

### １ 基礎岩盤の脆弱性について

#### （１）基礎岩盤の岩級区分（最終準備書面（４）１２～１８頁）

原告らは，国土交通省は，ルジオン値との相関関係を記さないなど岩級区分の基準を曖昧にして岩級区分を評価しているので，ルジオン値を参照した甲D1号証に示された基準に従って岩級区分の評価を見直すべきであると主

張している。

この点については、被告らの準備書面（11）6・7、10・11頁、乙214号証の1（以下「H19ダムサイト回答」という。）4・5・8頁、乙287号証の1（以下「H20ダムサイト回答」という。）6頁に述べられているとおりでである。

(2) 擾乱帯（最終準備書面（4）18～23頁）

原告らは、国土交通省がかつて擾乱帯とした断層破碎帯（以下、単に「擾乱帯」という。）について、岩級区分の見直した結果は不相当である、また、国土交通省の行った調査は不十分であり、岩級区分の見直しやその見直し結果をもってダム基礎の安全性を判断することには問題があるなどと主張している。

この点については、被告らの準備書面（11）7・8頁、同（21）18・19頁、H19ダムサイト回答5頁、H20ダムサイト回答7・8頁に述べられているとおりでである。

2 基礎岩盤は高透水性について

(1) 基礎岩盤の高透水性（最終準備書面（4）24～28頁）

原告らは、八ッ場ダムのダムサイト基礎岩盤は、河床付近には高いルジオン値を示す箇所が幾つもある、また、吾妻川の左岸側に地下水位よりも低い位置に高いルジオン値を示す箇所もあるなど、堅硬で難透水性であるなどとは到底いえないことが明らかであると主張している。

この点については、被告らの準備書面（2）23頁、同（11）11～13頁、同（21）19・20頁、H19ダムサイト回答9・10頁に述べられているとおりでである。

(2) グラウチング工法の問題点（最終準備書面（4）29・30頁）

原告らは、グラウチング工法の新指針には信頼性に疑問があるうえ、新指

針の基準値を適用し施工しても基礎岩盤の安全性を高め、あるいは保全することは不可能であるなどと主張している。

この点については、被告らの準備書面（２）２３頁，同（１１）１３～１５頁，同（１９）２９・３０頁，同（２１）２０頁，Ｈ１９ダムサイト回答１０～１２頁，Ｈ２０ダムサイト回答１３・１４頁に述べられているとおりである。

### 3 熱水変質帯の偏在について（最終準備書面（４）３１～３６頁）

原告らは、ダムサイト周辺の基礎岩盤には広く熱水変質帯が分布しているの  
で、ダム建設には適切さを欠いている、また、ダム完成後の水位変動により、  
岩石の熱水変質は加速するなど主張している。

この点については、被告らの準備書面（１１）８・９頁，同（１９）２９頁，  
同（２１）１８・１９頁，Ｈ１９ダムサイト回答５・６頁，Ｈ２０ダムサイト  
回答８・９頁に述べられているとおりである。

### 4 断層の存在について（最終準備書面（４）３７～４３頁）

原告らは、ダムサイト周辺には断層が存在し、また、これらの断層の存在と  
岩盤の亀裂や水平方向に延びる高透水性の岩盤の存在、熱水変質帯の存在等は、  
本件ダムサイトの基礎地盤の剪断抵抗力を極めて脆弱にしていると主張してい  
る。

この点については、被告らの準備書面（２）２３頁，同（１１）１６・１７  
頁，Ｈ１９ダムサイト回答１４・１５頁，Ｈ２０ダムサイト回答１５頁に述べ  
られているとおりである。

### 5 坂巻意見書及び証言に対する反論への再反論について

#### (1) ダムサイト岩盤の脆弱性、危険性

ア ダムサイトの継続的な調査について（最終準備書面（４）４５～４６頁）

原告らは、国土交通省の回答は、現時点までにダムサイト基礎岩盤の安全性が十分に明らかにはなっていないことを認めており、また、国土交通省が示した見解は、２００４年に改訂したダム建設費が、今後実施される調査の中で、金額増の変更を伴わないことを保障できる調査レベルにないことを示していると主張している。

この点については、被告らの準備書面（１１）４・５頁、同（１９）２９・３０頁、同（２１）２０・２１頁、H19ダムサイト回答１頁、H20ダムサイト１頁及び５・６頁ですでに述べたとおりであり、現在も継続的な調査・検討を行い、未確認要因による事業への影響をできるだけ回避するようリスク管理の考え方を適用し、調査精度の向上を図っている。また、ハッ場ダムにおいて、地質調査レベルを理由に建設費が膨大に跳ね上がることは考え難い（乙３０４号証の１（以下「H21ダムサイト回答」という。）２・３頁）。

イ 基礎岩盤の評価・岩級区分について（最終準備書面（４）４６～４８頁）

原告らは、基礎岩盤の評価・岩級区分について、ボーリング資料に基づく割れ目間隔・割れ目性状と割れ目の幅や割れ目の広がり等の定量的指標であるルジオン値とを考慮し、総合的に判定すべきである、また、国土交通省は、いまだ岩盤中に発達する亀裂について、成因や分布の規則性などを基にした岩盤割れ目モデルを構築できておらず、グラウチングによって安全性が保証されるとは言い難いと主張している。

原告らが指摘する岩級区分については、技術基準等に基づく評価や専門家からの意見聴取により適切に行われている。また、基礎岩盤対策については、すでにグラウチング計画が立案されており、割れ目系の考察は実施済みである（H21ダムサイト回答３・４頁）。

ウ 左岸山裾部のCL級岩盤について（最終準備書面（４）４９～５１頁）

原告らは、平成19年（2007年）度に追加調査によって、擾乱帯がCM級主体の岩盤であるとした国土交通省の判定を裏付ける確実な証拠はない、また、擾乱帯のCM級とCL級の区別を示す証拠として、シュミットハンマー試験やエコーチップ試験による強度測定比較がなされていないという指摘に対して、国土交通省の一般論による批判は的外れである、さらに、擾乱帯一帯に分布する断層は、一連の断層帯と見るべきであり、断層帯中の岩盤の一部にCM級が発見されたからといって、必ずしもそれがその地域を一般的に代表するものではないし、むしろ断層帯とみるべきかどうかについて議論し、その見解を明らかにするべきであると主張している。

原告らが指摘する岩盤評価については、平成17年（2005年）度の横坑調査によりCL級岩盤の分布を確認しているが、CM級主体と判定しているものである。また、強度測定比較については、ハンマー打診による判定で十分であることから、強度測定比較を実施する必要がなかったものである。さらに、断層の評価については、強度や透水性の把握ができれば十分であって、原告らの指摘はダム設計上意味のないものである（H21ダムサイト回答4・5頁）。

エ 右岸上流部変質帯について（最終準備書面（4）51～53頁）

原告らは、ボーリング密度と熱水変質体の幅とを比較して、ダムサイト周囲に変質帯が及んでいないと断定するのは誤りである、また、コアの白色変質について、岩石中に含まれる膨潤性鉱物粘土の含有量を調べることもなく、従前の調査でことたれりとする国土交通省の見解に疑問を抱かざるを得ないと主張している。

原告らが指摘する熱水変質帯の分布については、ボーリング調査や横坑調査を組み合わせる立体的に実施し、ダムサイト近傍ではほとんど分布していないことが確認されている。また、膨潤性粘土鉱物については、グラ



ウチングによる地下水の移動抑制等により変質帯へ変化し拡大することは考えられない（H21ダムサイト回答5頁）。

（2）ダム基礎岩盤の高透水性（最終準備書面（4）53～55頁）

原告らは、ダム基礎岩盤の高透水性に関する国土交通省の見解は信用できないうえ、ボーリング調査の方法が不適切なので、河床深度以深を難透水性と判定するには問題がある、また、左岸山側部の透水性について、左岸部でのボーリングデータ等から、高ルジオン値の分布域は広くないとする国土交通省の主張は虚偽である、さらに、圧力-注入量曲線については、限界圧あり型などが示す岩盤亀裂の異常状態を検証することなく、グラウチング技術で対応できるという考えは安易であり、机上の空論であると主張している。

原告らが指摘するダム基礎岩盤の難透水性の判定については、適切な配置や深度を設定したボーリング調査の結果によるものであり、調査密度の多少は問題ではない。また、左岸山側部の透水性については、地下水位面等の確認を目的としたボーリング調査の結果、地下水位以下ではルジオン値が低いことを確認しており、国土交通省の見解が虚偽だなどと言えるものではない。さらに、圧力-注入量曲線については、すでに岩盤亀裂を考慮したグラウチング計画（乙304号証の2参考資料①）が立案されており、坂巻氏の主張は理想論に過ぎず実際の施工を知らない者の主張でしかない（H21ダムサイト回答7～9頁）。

（3）グラウチング技術指針（最終準備書面（4）55～56頁）

原告らは、グラウチング技術指針の改訂経緯とダム建設が可能となった経緯とが妙に符合する、また、グラウチング技術について、国土交通省から進歩した技術や八ッ場ダムの基礎岩盤に適用の可否について説明がなく、グラウチング技術によって基礎岩盤の脆弱性に対処できるという証明はなされていないと主張している。

グラウチング技術指針の改訂経緯については、H20ダムサイト回答（1

3頁)やH21ダムサイト回答(10・11頁)のとおり、現時点での技術力を踏まえ、ダム毎に合理的な施工ができるよう見直しをしたものであり、原告らの主張は根拠のない歪曲した主張である。

また、乙304号証の2(H21ダムサイト回答参考資料④)のとおり、グラウチング技術指針の改訂には、地質解析法の進歩による地盤透水性把握の精度の向上、データ処理・解析を正確・迅速に行うコンピューター管理システムの普及、それによる基礎地盤の条件に合わせた注入圧力、配合、注入量等の適正管理が可能となったことなど、様々な技術の進歩が背景にあり、それらの技術を前提として、現場状況を詳細に検討した上で、岩盤亀裂を考慮したグラウチング計画が立案されているのであり、ハッ場ダム計画の基礎岩盤への対処については問題ないと判断される。

#### (4) ダムサイトの下流の断層(最終準備書面(4)56～57頁)

原告らは、ダムサイトの下流にある断層(露頭)は、地層境界になる断層として群馬県表層地質図(甲D5号証の2)に明示されており、この断層系とダム基礎岩盤中にみられる断層系との比較・検討が必要であるが、国土交通省は、断層に対する理解や調査等がないままに、費用対効果を無視したダム建設を進めていると主張している。

ダムサイトの断層分布については、これまでの調査により設計に必要な精度は得られており、原告らが指摘する調査の必要はない。また、原告らの主張には、原告らが指摘する断層がダムサイトにどのように影響するのかという根拠が示されておらず、私的な見解に過ぎない(H21ダムサイト回答12頁)。

## 6 小括

第1の4(3)(9頁)に述べたように、ダムサイト地盤の問題は国の事業施工上の技術問題に過ぎず、もとよりこのような事柄は群馬県の住民監査請求

における監査委員の監査の対象となるものではなく、ひいては住民訴訟の審理の対象となるものでもない。ダムサイト地盤の問題は技術的に解決し得る問題でしかなく、原告らの主張は、主張自体失当のものでしかない。また、原告らのこのような主張は、第1の6（11～13頁）に述べたように、住民訴訟制度の著しい濫用として不適法却下されるべきことを裏付けているといえる。

## 第5 最終準備書面（5）（地すべりの危険性）について

### 1 ダム貯水池周辺の地すべりの調査・検討について

ダム貯水池周辺の地すべりは、様々な要因が複雑に絡み合っただけで起きる自然現象であり、湛水に伴い予期せぬ影響が出る場合があることから、事前に全ての現象を把握することは困難である。

そのため、資料収集、地形図・空中写真の判読、現地調査、地質調査（ボーリング等）等の技術を駆使しながら、概査、精査、解析、対策工の計画、施工及び対策工完成後の動態観測という手順を踏んで実施されており、これらは技術基準等に基づいて実施されるものである。この段階的な調査・検討により、地すべり対策の精度向上が図られ、地すべりに対する安全性が確保されるものである。

八ッ場ダムでは、地すべりの専門家からなる「八ッ場ダム貯水池周辺地盤安全検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、専門家からの助言を受けながらより適切な調査・検討を進めており、今後も検討委員会の委員等の専門家の助言を受けながら精度の高い調査を行い、地すべりの可能性がある箇所については技術基準等や工学的知見に基づいて地すべり対策に修正が加えられ、新たに地すべり対策が必要になっても技術的には十分対応可能であるとされている。

原告らの「事前に地すべり発生の可能性が全くないことをあらかじめ確認し

なければならない」ことを前提とした主張は、ダム事業やその安全管理（特にリスク管理）の考え方を知らない者の主張でしかない。

このことについては、被告らの準備書面（12）3・4頁、6～10頁、同（19）30頁、同（21）21・22頁、乙216号証の1（以下「地すべり回答」という。）1頁、3～6頁、乙289号証の1（以下「奥西意見書回答」という。）1頁、4・5頁に述べられているとおりである。

## 2 二社平地区地すべりについて（最終準備書面（5）12～23頁）

原告らは、二社平地区の地すべり面について、国土交通省の想定地すべり面は滑落崖や分離丘、その周辺の空洞帯を含んでいない極めて狭小なものであり、計画されている対策工では、ダムの湛水により将来起こるであろう地すべりに対しては不十分な対策であるなどと主張している。

これらの点については、被告らの準備書面（12）12・13頁、地すべり回答9・10頁、奥西意見書回答8・9頁に述べられているとおりである。

## 3 林勝沼地区の地すべりについて（最終準備書面（5）23～33頁、54頁）

原告らは、林勝沼地区には吾妻川の上下流方向に幅400m×奥行き400mの斜面に数段の階段状の滑落崖が形成されおり、国土交通省が地すべり地としていない中央ブロックは明らかに地すべり活動があった区域であり、地すべり地の中で例外的に地すべり移動のない不動域として取り残された部分以外の場所は滑っていると考えられ、また、国土交通省は地すべりの動きと目される地盤の動きについて何の説明もせず、地すべりを否定しているなどと主張している。

これらの点については、被告らの準備書面（12）14・15頁、地すべり回答11・12頁、奥西意見書回答9・10頁で述べられているとおりである。

4 横壁・白岩沢右岸地区の地すべりについて（最終準備書面（5）33～46頁，54・55頁）

(1) 原告らは，国土交通省は，白岩沢右岸地区を7ブロックに区分したうちの「ブロック⑦」の崩壊が山側へ連鎖し地すべりが山流へ及ぶ恐れがあるにもかかわらず何ら対策を講じていないなどと主張している。

これらの点については，被告らの準備書面（12）18・19頁，地すべり回答16・17頁，奥西意見書回答10・11頁で述べられているとおりであり，これまでの調査結果において「ブロック⑦」の地すべりが連鎖するという報告はされていない。

(2) 原告らは，「H8横壁報告書」の「ユニット4」の安定計算について，「試料③」のデータを用いて安定計算をしていけば，安全率は相当程度低下したことが考えられると主張している。

この点については，奥西意見書回答10・11頁，乙230号証の1（以下「奥西追加意見書回答」という。）に述べられているとおりである。

5 横壁・小倉（西久保）地区地すべりについて（最終準備書面（5）12頁，46～53頁，55頁）

(1) 原告らは，横壁小倉地区では地すべりが起こった限られた範囲では対策が施工されたが，同様の地質・地形条件を持つ小倉地区上下流では地すべり対策は行われておらず，国土交通省は同地区の地すべりの危険性を見逃していたにもかかわらず，それらの教訓を生かそうとしていないと主張している。

また，施工された小倉地区一帯の保護工では地下水の浸出や土砂の流出も止まっておらず，同地区では地すべりの危険も土砂流失の危険も現在しているとも述べている。

これらの点については，被告らの準備書面（12）16・17頁，地すべり回答13・14頁，奥西意見書回答10頁で述べられているとおりである。

また、原告らがいうところの保護工は、甲D21号証の写真68を見る限り、法面崩壊の抑止を目的としたものであり、地下水の浸出防止を目的としたものではないと思われ、原告らの指摘は全くの見当違いである。

- (2) 原告らは、関東地方整備局は同地は地すべり地でないとしながら「林層の変質等による斜面崩壊の発生の可能性はある」と認めており、それにもかかわらず対策をとっていないと主張している。

この点については、上述したように、法面保護工などの土砂流出対策を含め必要な対策を実施することとされている。

## 6 関東地方整備局の新回答に対する反論について

- (1) 二社平地すべり地について（最終準備書面（5）56～59頁）

ア 原告らは、「平成9年度 貯水池周辺地盤性状総合評価業務報告書」では想定地すべり面は少なくとも滑落崖を含むものとなっていたが、「平成12年度 貯水池周辺斜面安定対策検討業務報告書」では滑落崖が外されることになったのに、このことについては何の記述もされていないと主張している。

この点については、上記1で述べたように段階的な調査・検討により精度を高めた結果であり、また、奥西意見書回答8・9頁で述べられているように、平成19年（2007年）度の表土剥調査等の調査結果からも、明瞭な滑り面は国土交通省のいう推定地すべり土塊までであって、原告らのいう滑落崖は含まないと判断されている。

イ 原告らは、二社平地すべり地の西側隣接地で、平成19年（2007年）12月にコンクリート法枠工が2箇所では崩壊、崩落し、その周辺でもコンクリート法枠がはらんだり亀裂を生じたりしているが、崩壊を起こして1年を経過した時点に至っても、修復工事は着手されていないと主張している。

この点については、関東地方整備局によると、既に工事に着手しており、平成20年（2008年）度で完了する箇所もあるとのことである。

(2) 林地区勝沼地すべり地について（最終準備書面（5）59・60頁）

原告らは、林地区勝沼地すべりの「中央部の大きな地すべり」について、平成元年（1989年）に国道145号線とJR線路の岩盤に押し出しや沈下が認められており、群馬県もそうした地すべりによる変状に対し大規模な対策工事を行っているのに、一言も答えておらず、「大きな地すべり」の履歴や痕跡については何も検証していないと主張している。

この点については、被告らの準備書面（12）14、15頁、地すべり回答11、12頁、奥西意見書回答9・10頁で述べられているとおりであり、また、今後も継続的な調査を行い修正が加えられていくものである。

(3) 横壁地区西久保地すべり地について（最終準備書面（5）61頁）

原告らは、関東地方整備局は、同地は地すべり地でないとしながら「林層の変質等による斜面崩壊の発生の可能性はある」と認めたのに、有効な対策をとらないと主張している。

この点については、上記5（2）で述べたとおである。

(4) 横壁地区白岩沢右岸について（最終準備書面（5）62頁）

原告らは、「ブロック⑦」について安定計算の結果と岩盤の状況の詳細を説明しておらず、保全対象物が存在しないとの理由で何ら対策を採らないのは、最も脆弱な地質構造を有している白岩沢右岸一帯の危険性を放置していることになると主張している。

この点については、被告らの準備書面（12）18・19頁、地すべり回答16・17頁、奥西意見書回答10・11頁で述べられているとおりである。

(5) 「未だ調査は継続中」との主張について（最終準備書面（5）62・63頁）

原告らは、事前の現場調査が不十分であるにもかかわらず、被告らや関東地方整備局は現在の地すべり防止工事を進めて本体工事へと移行しようとしている、また、安全確認は中程度のまま着工の実績作りを急ぎ、問題や事故の発生にはその都度対処するという姿勢が見える、さらに、二社平、林地区勝沼、横壁地区西久保、白岩沢右岸の各地区において指摘した危険性について、国土交通省からはこれが除却されているとの説明はなされていないと主張している。

これらの指摘については、技術基準等に基づいたダム建設事業一般に対するダム事業やその安全管理を知らない者の批判でしかなく、また、これまでに説明してきたように誤った事実を前提とした批判であって、単なる言いがかりに過ぎない。

## 7 小括

第4の6（34・35頁）に述べたと同様に、地すべりの問題は国の事業施工上の技術問題に過ぎず、このような事柄は群馬県の住民監査請求における監査の対象ひいては住民訴訟の審理の対象となるものでもないうえ、地すべりの問題は技術的に解決し得る問題でしかなく、また、住民訴訟の濫用を裏付ける主張といえる。

## 第6 最終準備書面（6）（環境に与える影響とその違法性）について

原告らは、八ッ場ダム建設事業は、吾妻峡の景観を損なうとともに、環境影響評価や追加調査が適切に行われておらず、生物の多様性に関する条約や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に反しており、被告らが建設費用を支出することは違法であると主張している。

このことについては、被告らの準備書面（13）、同（21）23頁並びに乙218号証の1及び2、乙291号証の1及び2のとおりである。



第1の4(4)(9・10頁)で述べたように、環境影響評価の問題は国の事業の実施過程での手続上の問題に過ぎず、群馬県の住民監査請求における監査の対象ひいては住民訴訟の審理の対象となるものではない。え、群馬県の治水負担金の支出の適否に影響を及ぼすものではなく、その財務会計法規上の義務とは無関係の主張であり、群馬県の財産上の損害とも無関係なものである。

#### 第7 最終準備書面(7)(公共事業としての不要性)について

原告らは、国民にとって不必要な公共事業が公共事業官庁に無駄な予算・権限・天下り先をもたらし公共事業のムダの制度化になっている実態及び事業者が公共事業に一度着手して費用・労力を費やした以上中止することができないという惰性の圧力の実態が、不必要な公共事業がとまらない原因であると主張している。

しかし、このような主張は、財務会計行為を対象とする住民訴訟にはなじまない明らかに無意味な主張である。

なお、公共事業の役割については、被告らの準備書面(1)7(16・17頁)の中で、その事業による公共の福祉の増進という直接の目的のほか、社会資本の整備や雇用の創出、景気対策等の国の財政、経済政策の役割を担うものであり、公共事業である八ッ場ダム建設事業についても、同様である旨述べている。

#### 第8 被告らの準備書面(21)等の訂正

被告らの準備書面(21)20頁上から5行目から7行目までの「右岸側では、ルジオン値は全体的に小さいものの、所々にルジオン値の大きい箇所が認められ、ルジオン値の大きな箇所は、地下水位よりも深い箇所でも認められると判定している。」としている記述は、表現が不十分で意を尽くしていないため、次のとおり補充して訂正する。なお、被告らの準備書面(1)1)12頁下から2行目から13頁1行目までについても同旨である。

「右岸側では、ルジオン値は全体的に小さいものの、所々にルジオン値の大き

い箇所が認められるが、連続性に乏しいもので、全体的な評価としては、河床付近は難透水性であると判断できるものであり、これまでのダムにおける施工実績等を踏まえれば、このような場所でも現在の技術力でグラウチング技術指針に基づく改良目標値を達成することは可能である。」